

竹を通じて環境学習

大山崎中学校の1年生が、環境学習の一環で竹工作を体験しました。今年の2月に自分たちで伐採した天王山の竹を材料に作ったのは、貯金箱や箸、竹とんぼ、ペン立てなど多種多様。少々削り過ぎたのか、耳かきのように細く仕上がったオリジナリティ溢れる箸も。ある男子生徒は「今日はプランターを作ったので、肥料になる竹の粉と一緒に、もうすぐ九州からやってくるおばあちゃんにお土産として渡します。」と話してくれました。

今月の主な内容

- 東日本大震災 P 2
- 阪急大山崎駅バリアフリー化完了 P 4
- 京都府議会議員一般選挙 P 6
- わくわくクラブおおやまざき会員を募集 P 8
- ジュニア・リーダー養成講習会
受講生を募集 P 9
- 固定資産課税台帳などを
縦覧・閲覧できます P 10
- エゴマまるごと体験事業 P 11
- 人間ドックなどの費用を助成 P 11
- タケノコ掘り体験 P 12
- 町・府民税および国民健康保険税
年金特徴(仮徴収)のお知らせ P 12



東日本 大震災

3月11日金に発生した大地震によって、東北、関東を中心とした東日本各地は大きな被害を受けました。被災した皆さんに心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になった方々のご遺族の皆さんに対し、心からお悔やみを申し上げます。国をあげて被災地への援助が行われる中、大山崎町でも現地での具体的な各種援助活動を進めています。

乙訓二市一町で構成される乙訓消防組合消防本部では、地震発生直後から援助隊を被災地に派遣。大きな被害を受けた宮城県登米市の中田総合体育館を拠点に、現在も周囲の被災地で援助活動を続けています。写真は、大津波で倒壊した宮城県南三陸町のようす。破壊された街並が、災害の大きさを物語っています（写真提供：乙訓消防組合消防本部）

被災地は今、支援を必要としています。

義援金をお寄せください

遠く離れた私たちにもできることがあります。被災地復興のため、皆さんの善意をお寄せください。

大山崎町では

募金箱を設置して義援金を受け付けています。

義援金の受付窓口

- ① 福祉課（役場1階5番窓口）
 - ② 大山崎ふるさとセンター
 - ③ 福祉センター「なごみの郷」
 - ④ 老人福祉センター「長寿苑」
- ※領収書が必要な方は、窓口でお申し出ください

問合せ〓福祉課

☎956-2101
(内151)

口座振替も可能です

日本赤十字社と中央共同募金会の義援金郵便振替先を紹介いたします。

受付期限〓9月30日迄

※受領書が必要な方は、通信欄に「受領書希望」と明記

災害ボランティアについて

被災地では、ボランティアの受け入れ態勢が確立していません。支援の気持ちは義援金でお寄せください。

被災地への電話や物資の直送はご遠慮ください

岩手県、宮城県、福島県では災害ボランティアセンターや災害ボランティア本部が設置されています。しかし、現時点では災害ボランティアの受け入れ体制が完全には整っておらず、一般のボランティアの受け付けは始まっていない場所も多くあります。今後、救援活動がさらに進んだ段階で、本格的に現地でのボランティア活動を開始する時期が来ると思われます。

平成7年に起こった阪神・淡路大震災では、のべ137万7千人のボランティアが被災地で活躍しました。今回の震災では、これを上回る国民の総力をあげた復興活動にな

してください

※窓口での取り扱いの場合、送金手数料は免除されます

■日本赤十字社

口座番号〓00140-81507

加入者名〓日本赤十字社

東北関東大震災義援金

問合せ〓日本赤十字社京都府支部組織振興課

☎541-9326

■中央共同募金会

口座番号〓00170-61518

加入者名〓中央共同募金会

東北関東大震災義援金

問合せ〓京都府共同募金会

ハートピア京都

☎256-9500

寄附金控除について

個人からの義援金については、その金額（年間所得総額の40%が上限）から2,000円を差し引いた額が、年間所得総額から控除されます。

義援金詐欺にご注意ください！

義援金を振り込む際は、振込先の口座が、確かな団体の正規のものであることを事前に確認してください。

「なんとか力になりたい」という気持ちは分かりますが、個人で現地に直接電話をかけた時、物資を送ることは、現時点ではかえって混乱を招く恐れもあります。まずは、左記までお問い合わせください。

「なんとか力になりたい」という気持ちは分かりますが、個人で現地に直接電話をかけた時、物資を送ることは、現時点ではかえって混乱を招く恐れもあります。まずは、左記までお問い合わせください。

ボランティアに関する問合せ

町社会福祉協議会

☎957-4100

京都府災害ボランティアセン

ター ☎254-8815

チェーンメールに

ご注意ください！

根拠のない情報がチェーンメールで出回っています。無意味なチェーンメールの情報が流されないようにしてください。正確な情報を把握してチェーンメールを防ぐことも、立派なボランティア活動のひとつです。冷静な対応をお願いします。

上り・下り線ホームに
エレベーターを設置

阪急電鉄では「人に優しい
鉄道」を目指して、利用者が
安全かつ快適に駅を利用でき
るよう、計画的に駅の整備に
取り組んでこられました。今
回、大山崎駅のバリアフリー
化工事で整備されたものは、
▼エレベーター2基（上り・
下り線各1基）の新設▼多機
能トイレの新設▼視覚障害者
誘導用ブロックの新設および
改良▼駅構内総合点字案内板
の新設▼可変式情報表示装置
の新設です。

また、これら設備の整備に
あわせて、駅全体のリフォーム
も行われました。利用者に
優しく、美しくなった大山崎
駅を、ぜひ一度体感してくだ
さい。

駅前広場（道路を含む）
の舗装を修繕

大山崎町では、駅のバリア
フリー化工事の完了時期にあ
わせ、駅前のインターロック
ング舗装（ブロックを使用し
た舗装の一種）の修繕工事を
実施しました。
今回の工事では、駅前広場

部分のうち、駅の大坂側に沿
った道路の延長として町道認
定している部分を、道路と分
かりやすいように通常のアス
ファルト舗装に改めました。
また、花壇を含む広場部分は
これまで同様インターロック
ング舗装で修繕しました。こ
れにより、駅前の交通をスム
ーズにする一方、駅前付近へ
の迷惑駐車を防ぐ効果が期待
されます。

バリアフリーを知ろう

▼そもそもバリアフリーとは
バリアフリーとは、段差や
階段など、高齢者や障害のあ
る方々が普通に生活すること
を阻む障壁（バリア）をなく
すことをいいます。

▼アメリカから始まった
道路や公共施設などでこう
したバリアをなくしていこう
とする取り組みは、アメリカ
で始まりました。1961年
には、世界に先駆けて「身体
障害者にアクセスしやすく使
用しやすい建築・施設設備に
関するアメリカ基準仕様書」
が作成されました。

▼日本では
日本で、一定の建物を対象

阪急大山崎駅 バリアフリー化完了

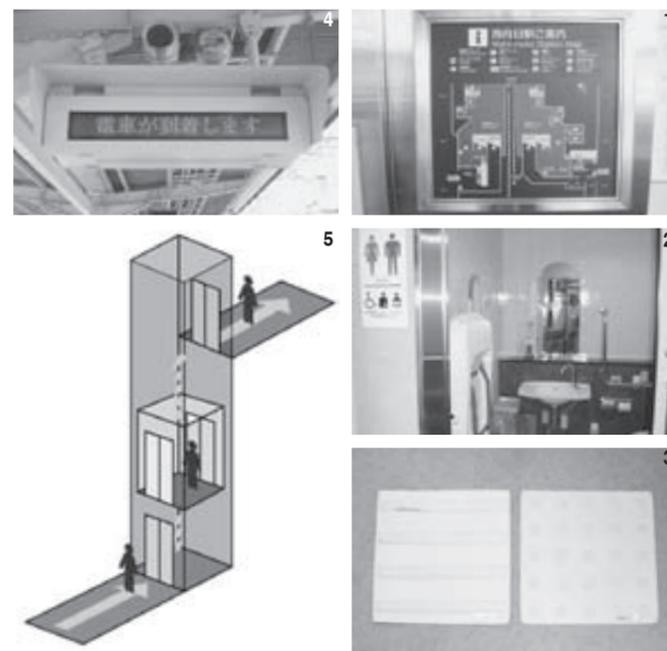
Oyamazaki Station Barrier Free

としたバリアフリー化の基準
が定められたのは平成6年の
こと。以降、平成12年には、
公共交通機関でのバリアフリ
ー化も推進されることにな
り、平成18年には「高齢者
障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律」が施行さ
れ、より幅広くバリアフリ
ー化の対象が定められました。
▼大山崎町では
大山崎町では、平成19年度
に「大山崎町バリアフリー基
本構想」を制定。町内のバリ
アフリー化の重点整備地区な
どを定めて、誰もがより快適
に、そしてスムーズに町の中
を移動できるように、バリア
フリー化施策の推進に取り組
むことが決まりました。
このほど完了した大山崎駅
のバリアフリー化工事につい
ては、町民の皆さんの利便性
の向上に大きく寄与するもの
として、大山崎町バリアフリ
ー基本構想に基づく「鉄道駅
バリアフリー化設備整備費補
助金」を交付。事業全体の工
事費約8億円に対して、3年
間でその1/6にあたる約1
億3千万円を補助し、国・京
都府とともに工事を側面的に
サポートしました。

平成20年度から取り組まれていた大山崎駅のバリアフリー化工事。
この3月に、ついに完了しました。
新しくなった大山崎駅の姿を紹介します。



完成予想パース (株)阪急電鉄提供



- 写真とイラストで見る
大山崎駅バリアフリー
- 1_ 駅構内総合点字案内板
エレベーターやトイレへの道順など、駅構内を案内するための
情報が点字で表示されています。
 - 2_ 多機能トイレ
障害のある方、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方など、誰もが
円滑に利用できる構造を持ったトイレです。
 - 3_ 視覚障害者誘導用ブロック
路面に周囲と異なる材質で設置された突起状のもので、視覚に
障害のある方を誘導・案内します。突起の形状によって、線状
ブロック（誘導）と点状ブロック（警告）の2種類が設置され
ました。
 - 4_ 可変式情報表示装置
視覚情報を可変式に表示する装置です。電車の運行状況や緊急
情報など、さまざまな内容の情報が表示されます。
 - 5_ エレベーター
上り・下り線ホームに、貫通型の11人乗りエレベーターが1
基ずつ設置されました。貫通型のエレベーターとは、出入口が
2つあるエレベーターのことで、動線が直線状になっているこ
とから、前進するだけで乗降でき、車イスを利用する方などに
優しい設計となっています。

京都府議会 議員一般選挙

待ってます 未来に輝く あなたの一票
一人ひとりが、与えられた1票の権利を
慎重に正しく行使しましょう。

4月10日
午前7時～午後8時

投票できる人

大山崎町で投票できるのは、投票日当日選挙権を有し、次の要件すべてに該当する方です。
○平成3年4月11日以前生まれの方
○日本国民の方
○平成22年12月31日以前に大山崎町に住民登録（転入届出）をした方

注意！

平成23年1月1日以降に、京都府内の市町村間で1回に限り住所を異動した方は、前住所地で投票できません。

この場合、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。また、投票の際は、新住所地で発行する居住証明書類の提示が必要です。あらかじめ、新住所地の住民課などで居住証明書類の交付を受けておいてください。詳しくは下表をご覧ください。

転入転出の別	届出の日	投票場所・選挙権の有無			説明
		新住所地で投票	前住所地で投票	投票できない	
大山崎町から 他都道府県へ	平成22年12月31日以前に大山崎町に転入届出	○			大山崎町で投票
	平成23年1月1日以後に大山崎町に転入届出			○	
京都府内の他市町村から 大山崎町に転入	平成22年12月31日以前に大山崎町に転入届出	○			大山崎町で投票
	平成23年1月1日以後に大山崎町に転入届出		○		前住所地で投票 ※大山崎町が発行する居住証明書類が必要
他都道府県へ 大山崎町から転出	全期間			○	
	平成22年12月31日以前に新住所地に転入届出	○			新住所地（府内他市町村）で投票
京都府内の他市町村へ 大山崎町から転出	平成23年1月1日以後に新住所地に転入届出		○		大山崎町で投票 ※新住所地（府内他市町村）が発行する居住証明書類が必要
	町内で転居届を出した方	選挙管理委員会にお問い合わせください			

投票所

大山崎町の選挙人名簿に登録され、かつ投票日当日選挙権を有している方は、投票所入場整理券に記載されている次の投票所で投票できます。

第1投票所	大山崎ふるさとセンター
第2投票所	大山崎町役場（1階ロビー）
第3投票所	円明寺が丘自治会館
第4投票所	下植野集会所

投票所入場整理券

4月1日までに、投票所入場整理券（はがき）を各戸配布します。届かなかった、紛失したという場合でも、大山崎町の選挙人名簿に登録され、かつ投票日当日選挙権を有している方は、投票できます。投票所係員に申し出てください。

期日前投票

投票日当日に仕事などの予定のある方は、期日前投票ができます。

不在者投票

大山崎町以外の市区町村に滞在中の方や、病院・老人ホームなどに入所の方は、不在者投票ができます。投票期間は、期日前投票と同じです。

郵便などによる不在者投票

重度の身体障害などで外出できない人が、自宅で投票し郵送することができる制度です。申請などの詳細については、早急に大山崎町選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報

選挙期日2日前の4月8日（金）までに各戸配布します。届かない場合は、至急選挙管理委員会にご連絡ください。なお、町内の公共施設にも備え置きますので、そちらでもお取りいただけます。

選挙公報を備え置く施設

- 大山崎町役場
- 中央公民館
- 大山崎ふるさとセンター
- 保健センター
- 老人福祉センター「長寿苑」
- 町体育館
- 円明寺が丘自治会館

開票

とき 4月10日（日）午後9時から
ところ 町体育館
※参観自由

選挙結果

選挙の結果については、本誌5月号および町ホームページでお知らせします。

問合せ

大山崎町選挙管理委員会
（総務課内）
☎956-2101（内324）



投票に行こう！
準備はもういい！

固定資産課税台帳などを縦覧・閲覧できます

4月1日(金)～5月31日(火) 平日午前8時30分～午後5時(昼休みを除く)

土地価格等縦覧帳簿 家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧

自分の所有する土地や家屋の評価額とほかの土地や家屋の評価額とを比較し、適正かどうかを判断していただくことができます。

対象家屋の▼所在▼家屋番号▼種類▼構造▼床面積▼建築年▼価格
※土地・家屋の所有者や税額などは対象外

縦覧可能な方

- 土地価格等縦覧帳簿：町内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む)
- 家屋価格等縦覧帳簿：町内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む)

縦覧対象

- 土地価格等縦覧帳簿：町内の課税対象土地の▼所在▼地番▼地目▼地積▼価格
- 家屋価格等縦覧帳簿：町内の課税

審査申出期間

固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から納税通知書の交付を受けた日後60日まで。

縦覧に際してのお願い

縦覧できる方かどうかを確認するため、手持ちの納税通知書、課税明細書(平成22年度分でも可)、運転免許証など、本人確認ができるものを持参してください。
※代理で来られる方は委任状が必要です

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳を閲覧し、課税内容を確認していただくことができます。有償で土地や家屋を借りている方や固定資産を処分する権利のある方も、対象資産を限定して閲覧できます。

閲覧に際してのお願い

納税義務者であるかどうかを確認するため、手持ちの納税通知書、課税明細書(平成22年度分でも可)、

閲覧可能な方

固定資産税の納税義務者
土地について、貸借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限り)の所有者
家屋について、貸借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限り)の所有者
固定資産を処分する権利を有する一定の方

閲覧対象

当該納税義務に係る固定資産
当該権利の目的である土地
当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地
当該権利の目的である固定資産

参加者募集 エゴマ油復活プロジェクト エゴマまるごと体験事業

今から600年ほど前、中世の大山崎に繁栄をもたらした荏荏胡麻油。その歴史に着目し、荏胡麻油を現代に復活させようと、平成21年度に始まった「エゴマ油復活プロジェクト」。試行錯誤を繰り返しながらも、参加者と町職員が協働して荏胡麻の栽培、搾油に成功しました。また、昨年度は「クッキング」「アロマ」「エコライフ」「文化歴史」の4つのクラブを立ち上げ、より幅広い荏胡麻の魅力を追求してきました。

興味のある方は、ぜひご参加ください。楽しい体験があなたを待っていますよ。
対象Ⅱ小学生以上
※小学生は保護者同伴
定員Ⅱ40人(先着順)
参加費Ⅱ1人1,000円
※このほか、ワークショップと一緒に参加費など実費
※作業に必要な用具や昼食などは各自

申込方法Ⅱ4月4日(日)18日(日)の平日午前8時30分～午後5時(昼休みを除く)に、参加費を左記まで持参。
※電話での仮申し込みも可
問・申込先Ⅱ生涯学習課
☎956-2101
(内221-225)

国保、後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ 人間ドックなどの費用を助成

国保加入者の人間ドック・脳ドック費用を助成

対象Ⅱ大山崎町国民健康保険加入者のうち、次の要件すべてに該当する方

○大山崎町国民健康保険に引き続き1年以上加入している

○国民健康保険税を納期到来分まで完納している

○受診日現在、満30歳以上で入院または妊娠していない

○人間ドックの受診においては、同1年度内に「特定健康診査」「長寿健康診査」「後期高齢者医療制度の人間ドック」を受診していない(しない)

後期高齢者医療制度加入者の人間ドック費用を助成

注意Ⅱ脳ドックは助成対象外
対象Ⅱ後期高齢者医療制度加入者のうち、次の要件すべてに該当する方

○大山崎町に6カ月以上住所を有している
○後期高齢者医療保険料を納期

到来分まで完納している

○受診日現在、入院していない
○同1年度内に「特定健康診査」「長寿健康診査」「国民健康保険の人間ドック」を受診していない(しない)

(いずれも)

助成回数Ⅱ1年度1回
自己負担額などⅡ下表をご覧ください。
※蘇生会総合病院で人間ドックと脳ドックを同日受診する場合は、脳ドックの自己負担額は6,900円になります

※御池クリニックで人間ドックと脳ドックを同日受診する場合は、脳ドックの自己負担額は8,505円になります
申請方法Ⅱ印鑑と被保険者証を左記まで持参。

※お渡しする健診利用券は、受診当日、医療機関に提出してください
問・申請Ⅱ町民健康課
☎956-2101
(内121-128)

		京都桂病院	済生会 京都府病院	蘇生会 総合病院	御池クリニック (旧坂崎診療所)	京都工場保健会
人間ドック (男性)	総費用	37,800円	42,000円	35,000円	39,900円	37,800円
	助成額	26,460円	29,400円	24,500円	27,930円	26,460円
	自己負担	11,340円	12,600円	10,500円	11,970円	11,340円
人間ドック (女性)	総費用	40,950円	45,400円	38,000円	43,050円	42,000円
	助成額	28,665円	31,780円	26,600円	30,135円	29,400円
	自己負担	12,285円	13,620円	11,400円	12,915円	12,600円
脳ドック	総費用	47,250円	36,750円	33,000円	47,250円	31,500円
	助成額	33,075円	25,725円	23,100円	33,075円	22,050円
	自己負担	14,175円	11,025円	9,900円	14,175円	9,450円

シリーズ
救急救命最前線

救急現場からのメッセージや、救急症例などを紹介します。

覚えておこう！
止血法

成人の血液量は体重の1/12~1/13。体重50kgの人なら血液量は約4リットルになります。その血液の約20%が失われると出血性ショックという重篤な状態になり、約30%が失われると生命の危険が高くなります。そこで、救急現場で必要となるのが止血。今回は主な止血方法を紹介します。

▶直接圧迫止血

清潔なガーゼやハンカチ、タオルなどを傷口にあて、その上から手で少し強めに押さえる方法。この方法でほとんどの出血は治まります。

注意！=感染防止のため、できるだけビニール袋などで手を覆います。また、再出血のおそれがあるため、ガーゼはめくりません。

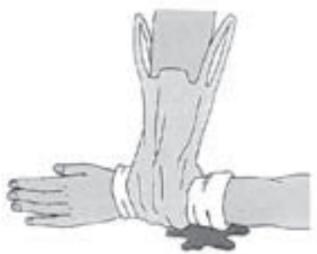
▶間接圧迫止血（止血帯法）

タオルやハンカチなど幅のあるもので、傷口より心臓側を縛る方法。直接圧迫止血でも止血できない場合に有効です。

注意！=手足のみに有効。針金や電気コード、紐など細いものを使うと神経や筋肉を傷つけることがあるため、3cm以上の幅のあるものを使用します。また、縛った箇所から先に血液を流さないと細胞が傷つく可能性があるため、30分を目安に1~2分緩めます。

▶高位保持

心臓より高い位置に傷口をもっていく方法。直接圧迫止血、間接圧迫止血と併用するとより効果的です。



ビニール袋を利用した直接圧迫止血法

（「改訂3版 応急手当講習テキスト 救急車がくるまでに」から引用）

危険物取扱者試験
とき 6月5日 日
ところ 長浜バイオ大学京都CAM PUS鳥丸学舎（旧関西文学園）種別 全種全類
申込方法 4月4日 13日 13日 願書（各消防署に置いてあります）を左記まひ。
※電子申請は4月1日 10日 10日 受付。申込方法は（財）消防試験研究センターホームページ（http://www.shoubo-shiken.or.jp）をご覧ください。
問・申込先
（財）消防試験研究センター 京都府支部
☎ 411-0095

危険物取扱者試験 予備講習会
とき 5月21日 日
午前9時~午後4時30分
ところ 乙訓消防組合消防本部4階 大会議室（長岡京市神足芝本9）種別 乙種第4類
受講料 一般6,000円 会員4,000円
※会員とは、乙訓防火・危険物安全協会または京都府内の危険物安全協会に加入している事業所の方などのごことです。
申込期間 4月7日 5月20日 5月20日（土曜を除く） 午前8時30分~午後5時



住宅用火災警報器イメージ

住宅用火災警報器設置義務化まで2カ月
問・申込先
大山崎消防署庶務予防課
消防法および乙訓消防組合火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置の期限は今年5月31日です。

悪質訪問販売にご注意を
強引に住宅用火災警報器の購入を勧めてくる業者にはご注意ください。警報器を、消防署が直接販売することや、販売を業者に委託することはありません。悪質な訪問販売にはくれぐれもご注意ください。

竹林整備で春の味覚をゲットしよう！

タケノコ掘り体験

天王山では孟宗竹の侵食による森林の荒廃が問題となっており、放置竹林の定期的な整備が必要不可欠となっています。町および関係団体では、竹林の整備を兼ねたタケノコ掘りを実施しますので、皆さんふるってご参加ください。

竹林整備と筍掘り体験

春のタケノコ掘り

とき 4月23日 日
午前9時~午後1時
ところ 宝積寺および天王山山頂付近
内容 天王山森林整備事業の説明、タケノコの「京都市軟化栽培法」ビデオ鑑賞、タケノコ掘り・タケノコ倒し、掘ったタケノコは参加者で分けて持ち帰ります。
対象 小学生以下は保護者同伴者（中学生以下は保護者同伴）定員 20組
※20組を超えた場合は抽選参加費 1人300円
主催 大山崎町、大山崎町教育委員会、天王山周辺森林整備推進協議会、京都乙訓緑化推進委員会
申込方法 4月1日 8日 8日 願書に、電話または直接左記まで。
問・申込先 生涯学習課
☎ 956-2101（内22）

とき 4月17日 日
午前10時~正午
※雨天時は4月24日 順延
集合 小倉神社噴水前 午前10時
ところ 小倉神社裏の天王山登り口付近
持物 軍手、掘ったタケノコを入れる袋
対象 親子連れ 定員 20人
※円明寺団地在住の方を優先参加費 1人50円
主催 久保川と天王山の森を守る会
申込締切 4月12日 必着
申込方法 往復はがきに住所、参加者全員の氏名、電話番号を明記のうえ左記まで。
問・申込先 〒618-0009 大山崎町字円明寺小字小倉口1-19 竹内 碩
☎ 957-5692

町・府民税および国民健康保険税
年金特徴（仮徴収）のお知らせ

昨年10月から、65歳以上の方の公的年金などに対する町・府民税の徴収方法は、一定の要件を満たす場合、年金からの特別徴収（天引き）となっています。また、国民健康保険税についても、一定の要件を満たす世帯の場合、世帯主の年金からの特別徴収となっています。今年2月時点で、年金からの特別徴収の対象となっている方については、4月以降も引き続き特別徴収（仮徴収）を行います。

なお、平成23年度の町・府民税および国民健康保険税の年税額や、仮徴収期間以降の徴収方法を記載した納税通知書は、いずれも6月に送付します。

町・府民税				国民健康保険税			
仮徴収		本徴収		仮徴収		本徴収	
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月
2月に特別徴収した税額と同額を徴収		2月に特別徴収した税額と同額を徴収		年税額の決定後は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて徴収		年税額の決定後は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を4回に分けて徴収	

平成23年度の、町・府民税および国民健康保険税の年税額が決定するまでの間、暫定的な金額で年金から特別徴収することを仮徴収といえます。仮徴収を行う期間や税額、徴収方法は、下表のとおりです。

問合せ
役場代表 ☎ 956-2101
▼町・府民税について
税財政課（内144）
▼国民健康保険税について
町民健康課（内121）